

次のとおり換地処分をした旨、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定によって、届出があった。

平成二十一年三月二十三日

広島県備北地域事務所長 渡 邊 利 幸

庄原市	事業主体	三坂	地区名	区画整理事業	事業名	平成二十二年三月一二日	換地処分年月日
-----	------	----	-----	--------	-----	-------------	---------